

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230420	瀬戸内産交株式会社 (法人番号 7240001026732) 代表 者土井昇	広島県呉市蒲刈町田戸 2494-12	本社	広島県呉市蒲刈町田戸 2494-12	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年8月31日及び同年9月30日、重傷事故を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項)、(3)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2